旅行条件説明書

ジップラス株式会社（アイディ）　更新日：2026年11月18日

合宿免許の申し込みの条件・取消料・補償などを定めたものです。お申し込みの前に必ずお読みください。この書面は、ウェブサイトの「旅行条件説明書」の条文を全文そのまま載せたものです。

第一条　総則

1. この合宿免許はジップラス株式会社（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施致します。当社が参加されるお客様との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 合宿免許の内容・条件は、募集広告、パンフレット、内容確認書面、旅行条件説明書及び標準旅行業約款募集型企画旅行契約（PDF）の部によります。
3. 当社が法令に反せず、且つ、お客様の不利にならない範囲で書面による特約を結んだときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先します。

第二条　旅行契約の内容

この約款で「募集型企画旅行」とは当社が、合宿免許参加者の募集のためにあらかじめ、合宿免許目的地及び日程、合宿免許参加者が提供を受けることができる自動車教習所（学校）、宿泊施設その他付帯するサービスを手配し、教習所滞在日程を管理、実施する旅行をいいます。

(参加者の義務) 参加者の故意、自己都合又は不注意による教習の未受講の場合は、キャンセル料及びその未受講によって生じる延泊宿泊料(食事含む)をお支払いいただきます。

第三条　契約の成立および取消

1. 当社の募集型企画旅行契約にお申込みされるお客様は、お電話またはメール、LINE、SNS等でお申込みの手続きが完了し当社からお申込内容または内容確認書を送付した場合、本契約成立となります。但し、お客様が18歳未満の未成年者の場合は、親権者の同意確認後（父母の一方が同意書等の対応をする場合には、もう一方の同意も取得して行うべきものとします）の本契約成立となります。
2. 本契約成立後、教習料金その他契約で定めた一切の費用を書類記載の期日までにお支払いいただきます。 本契約を解除するときは一部入金又はご入金いただいた全額から、第五条又は第六条に定める費用を引いた金額を返金し、振込手数料はお客様の負担と致します。 また、ご入金前に本契約を解除する場合は第五条に定める費用のお支払いが必要となり、振込手数料はお客様の負担と致します。
   なお、変更料、取消料及び事務手数料については第五条に、入校後の精算については第六条に明記します。
3. 本契約成立後、入校前にキャンセルされる場合は、お支払い方法、運転免許ローンの審査結果およびご入金の有無にかかわらず、事務手数料としてお一人当たり5,500円（税込）をお支払いいただきます。ただし、法令により当該事務手数料の請求が認められない場合を除きます。

第四条 入校条件

1. お客様のご都合により合宿教習を中断すること、一時帰宅することはできません。但し、自動車教習所（学校）の許可があるときは、その限りではありません。その際、発生する別途料金等をお客様が承諾する場合はお受けすることもあります。 中途退校や転校及び一時帰宅をされる場合の交通費は支給されません。（別途支給規定している自動車教習所（学校）を除く）
2. 複数でお申込みいただいた後、一部のお客様が本契約を変更または解除した場合、他のお客様の契約条件が変更となります。条件変更により差額が発生する場合は差額分もお支払いいただきます。
3. 当社はお客様が次に該当する場合は、お申込みの承諾後や本契約が成立した後であっても、募集型企画旅行契約の締結に応じない場合があります。
   ※別ページの旅行条件説明書補足参照
   (1) お申込み時に虚偽の申告があったとき
   (2) 持病、心身の障がい、アレルギー、妊娠又は妊娠の可能性があり特別な配慮が必要であることを知ったとき
   (3) 行政処分等を受けており欠格期間を満了および処分者講習を受講していないとき
   (4) 運転適性相談、医師の診断等当社が求める手続きをされないとき
   (5) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は合宿教習の円滑な実施を妨げる恐れがあると判断したとき
   (6) 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他反社会的勢力であることが認められたとき
   (7) 当社に対し、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
   (8) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、当社の業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為を行ったとき

第五条 入校前の本契約の変更及び解除

1. お客様は、当社が変更対応可能と判断した場合、表1の変更料を当社にお支払いいただくことにより、本契約を変更することができます。変更に伴う教習料金の差額は別途精算します。変更の場合、事務手数料は発生しません。本契約を解除する場合は、事務手数料5,500円（税込）及び表2の取消料を当社にお支払いいただきます。なお、本契約の変更または解除は、当社コールセンターの営業時間内に限り受け付けます。営業時間外にご申告いただいても翌営業日の受付となります。
2. 本契約を変更又は解除することに伴い生じる、交通費及びその他の費用に関してはお客様負担と致します。
3. 当社は、お客様が入校する自動車教習所（学校）より入校不可と判断され、合宿教習に参加できない場合の責任は一切負いかねます。この場合、本契約はお客様により変更又は解除されたものとして取り扱うと共に、変更の場合は表1の変更料を、解除の場合は事務手数料5,500円（税込）及び表2の取消料を申し受けます。入校日当日の集合時間に遅れ合宿教習に参加できない場合も同様です。

表1　変更料（お一人当たり）

入校日の前日からさかのぼって	変更料
21日前にあたる日以前	**無料**
20日前から8日前	**16,500円（税込）**
7日前から2日前	**22,000円（税込）**
前日	**33,000円（税込）**
当日	**44,000円（税込）**

※変更料は変更の都度かかります。変更料の充当はいたしかねます。変更の場合、事務手数料は発生しません。変更に伴う教習料金の差額は別途精算します。

表2　取消料（お一人当たり）

入校日の前日からさかのぼって	取消料
21日前にあたる日以前 取消料の充当：対象なし	**無料**
20日前から8日前 取消料の充当：1年以内に再度契約成立で充当可能	**16,500円（税込）**
7日前から2日前 取消料の充当：充当なし	**22,000円（税込）**
前日 取消料の充当：充当なし	**33,000円（税込）**
当日 取消料の充当：充当なし	**44,000円（税込）**

解除（キャンセル）の場合は、このほかに事務手数料5,500円（税込）がかかります。

※本契約成立後のキャンセルについては、第6項に定める場合を除き、表2に定める取消料が無料又は免除となる場合も、第三条の定めに従い、事務手数料5,500円（税込）が別途発生します。

※申込みのキャンセル及び入校日の変更は自動車教習所（学校）ではお取り扱いできませんので必ず当社までご連絡ください。

4. 本契約解除後に再度本契約される際、契約解除の入校日より前に再度本契約される場合は変更扱いとなります。変更料の充当はいたしかねます。
5. 当社は、本契約が変更又は解除された場合は、第三条の定めに従い精算いたします。返金時の振込手数料等の実費は、お客様の負担といたします。
   本契約成立後にキャンセルされる場合は、運転免許ローンの審査結果およびご入金の有無にかかわらず、事務手数料としてお一人当たり5,500円（税込）を申し受けます。事務手数料の取扱いは、第三条の定めによります。

   取消料は、当社がキャンセルを受け付けた日に応じて、表2の定めに従い申し受けます。審査否決等によりローンを利用できないことを理由にキャンセルされる場合も同様です。表2により取消料が無料となる場合も、第6項に定める場合を除き、事務手数料は発生します。

6. お客様は、本契約の成立以降次の事由が生じた場合、前項の規定にかかわらず取消料及び事務手数料を負担せずに本契約を解除することができます。
   (1) 自動車教習所（学校）の事情により日程変更又は卒業予定日が延期された場合
   (2) 自動車教習所（学校）の事情により合宿料金が増額された場合
   (3) 自然災害、騒擾・暴動、テロ攻撃、運送、宿泊等のサービス供給の中止、代替不能な公共交通機関の運休、官公署の命令その他の事由が生じた場合において合宿教習の安全且つ円滑な実施が不可能となるか、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合

第六条　入校後の本契約の変更及び解除

1. お客様の都合により、自動車教習所（学校）への入校後に本契約を変更又は解除する場合、事務手数料及び諸経費を除く教習料金から、自動車教習所（学校）の規定に基づく精算金額を差し引いた残金を返金致します。なお、事務手数料及び諸経費は返金の対象外となります。
2. お客様が合宿教習開始後のケガ、病気、その他の理由により合宿教習の継続に耐えられないとき、当社は本契約の一部を解除することがあります。その責任が当社にない場合は、解除に伴う帰宅費用等はお客様の負担と致します。
3. お客様の故意による過失、法令違反、公序良俗に反する行為、迷惑行為、自動車教習所（学校）規則違反により円滑な合宿教習の継続に支障が生じるか、その可能性が極めて高い場合、当社は合宿教習開始後であっても本契約を解除することがあります。
   合宿期間中、自動車学校及び合宿地を無断で離れ、2日以上連絡がない場合も同様の扱いとします。
   外出期間中の宿泊費も加算されます。精算方法は自動車教習所（学校）の規定に基づくものとします。
4. 入校後に本契約を変更・解除する場合は入校する自動車教習所（学校）の規定に準じます。
   地震・水害・雪害等の天災地変、伝染病の発生、労働争議、官公庁命令、法令の制定・改廃、不可抗力、その他やむなき事由により安全かつ円滑な教習実施が不可能と自動車教習所（学校）が判断したときは契約の解除、又は、教習継続のために自動車教習所（学校）・日程・宿泊施設（案内書に未掲載の合宿校・宿泊施設を利用することを含む）を変更する場合があります。 上記の事由が生じた場合や入校時の適性検査（視力・聴力・色彩識別能力・運動能力等）・学力テストで不適正となり入校できなかった場合、中途解約、合宿期間中の参加者や相手による故意または不注意による事故・盗難・いたずら・傷病等により被った損害、教習中の事故による損害で自動車教習所（学校）が加入する損害保険の補償範囲の限度を超え被った損害、または、その他の当社および自動車教習所（学校）・宿泊施設の責によらずに生じた損害は当社および自動車教習所（学校）は責任を負いません。

第七条　合宿教習開始後の日程の変更

1. 当社がお客様にあらかじめ提示する卒業予定日とは、自動車教習所（学校）が定める合宿教習予定を全て期日通り修了した場合に卒業可能な日を指します。技能試験や学科試験の合否又は、自然災害等の影響による教習中止で合宿教習予定が期日通りに修了しないとき、卒業予定日に関わらず卒業日は延長となります。この場合、当社は旅程保証の対象外として取り扱います。
2. 卒業日が延長となる場合、お客様より追加教習料金をお支払いいただきます。ただし、あらかじめ追加費用等が含まれている場合や、自然災害等の影響による卒業日延長の場合は契約に定める日数又は回数までお客様のお支払いは生じません。

3. 道路交通法で定める実技教習課程の修了もしくは修了検定に合格する見込みがないと自動車教習所（学校）管理者が判断した場合、仮免許学科試験に3回不合格となった場合は合宿教習を中断し、お客様には一時帰宅をしていただきます。この場合の交通費はお客様の負担と致します。
4. 前項の場合は、一時帰宅後の合宿教習日程の再開は、仮免許学科試験の合格、再入校時点の教習料金との差額や交通費の追加負担等特別条件の付加を改めてお客様に提示し、ご承諾頂いた上でお受け致します。

第八条 宿舎の変更

1. 合宿教習期間中に滞在する宿舎は、あらかじめ当社が施設名を確約した場合を除き、自動車教習所（学校）側でプラン（シェアルーム・シングル・ツイン）によって宿舎を選択致します。
2. 自動車教習所（学校）では合宿期間中に、宿舎又は宿泊部屋の移動を行う場合があります。この場合は基本的には同等の施設への移動となりますが、部屋の空き状況により異なる場合がございます。
3. 前項でいう同等の施設とは、宿泊部屋における一人当たりの広さ、付帯設備に著しい格差がない施設を指します。自動車教習所（学校）からの距離や周辺の環境、築年数等はこれに含まれません。
4. お客様単独又は複数での宿泊部屋を専有する契約の場合は、宿泊部屋を専有できる期間は、当社がお客様にあらかじめ提示する卒業予定日を限度と致します。卒業予定日を超過して合宿教習を受講する場合は、原則としてシェアルームをご利用いただきます。

第九条 特別補償

1. 当社は、当社に責任が生じるか否かに関わらず、旅行業約款募集型企画旅行契約の部の特別補償規定により、お客様が合宿教習に参加する期間中に急激且つ偶然な外来の事故により生命、身体、又は携行品に発生した損害を表3の範囲で補償致します。

死亡補償金（既に支払った後遺障害補償金がある場合は差額以内）	1,500万円
後遺障害補償金	標準旅行業約款特別補償規定に基づく額
入院見舞金	2万円～20万円
通院見舞金	1万円～5万円

表3：特別補償

2. お客様のこうむられた生命、身体への損害の原因が、脳疾患、心疾患、消化器疾患、ショック症状などお客様の持病や体質等に起因するもの、故意、法令違反、重過失、自殺行為、飲酒酩酊、交通違反、山岳登はん、ダイビング、遊泳や立ち入りを禁止された区域への侵入・入水又はこれに類する危険な行為に起因するもの、地震、噴火、津波及びこれらに随伴して生じた事故や秩序の混乱に基づいて生じた事故であるときは、当社は本項の補償金及び見舞金の支払いは致しません。
3. お客様のこうむられた携行品への損害の起因が、故意、法令違反、置き忘れや紛失などの重過失、交通違反、補償対象品の瑕疵や自然の消耗、外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害によるもの、地震、噴火、津波及びこれらに随伴して生じた事故や秩序の混乱に基づいて生じた損害であるときは本項の携行品損害補償金の支払いは致しません。

第十条 個人情報の利用および第三者提供

1. 募集型企画旅行契約に伴い当社が取得するお客様の個人情報は、当社が公開している個人情報保護方針に従って取り扱います。
2. 当社は、取得したお客様の氏名、連絡先およびサービスの申込・利用履歴を、当社が提供する運転免許の取得・外免切替に関する支援サービスおよび在留資格に関する支援サービスの情報、キャンペーンおよび特典のご案内のために利用します。
3. 当社が、お客様の下記⑴記載の個人情報を、当社が下記⑵の第三者に提供すること、その第三者が下記⑶の利用目的の範囲内で利用することにつき、お客様は予めこれを認識・理解したうえで、同意するものとします。

１)第三者に提供される個人情報の内容

募集型企画旅行契約上の業務の遂行のために必要とされる下記の各情報
・氏名 ・住所 ・電話番号 ・生年月日 ・メールアドレス ・在留資格及び期限 ・日本語能力試験等資格取得状況 ・卒業予定日 ・免許取得状況 ・SNS情報

２)個人情報を提供する第三者

名称：株式会社バイタルトップ
住所：群馬県高崎市下大類町934-1
電話番号：0276-62-6651

名称：日本ロードサービス株式会社（JRS）
住所：東京都足立区千住1丁目4番1号 東京芸術センター4階
電話番号：03-5284-1939

３)提供を受けた第三者における利用目的

お客さまの属性情報や人生設計に関する情報等を収集・分析し、お客様個々に合わせたサービスのご案内のために利用いたします。

また、日本ロードサービス株式会社については、当社が2025年8月1日以降入校者を対象に付帯提供する「ロードサービス」の運用・会員管理およびサービス提供に必要な範囲で個人情報を利用いたします。

第十一条 最少催行人員及び添乗員の同行

特に記載がないプランの最少催行人員は1名、カップルプランの最少催行人員は2名です。すべてのプランで添乗員は同行致しません。

この旅行条件は2025年11月の基準に基づきます。（更新日：2026年11月18日）

ジップラス株式会社
代表取締役 金坂 茂
〒150-0045 東京都渋谷区神泉町9番5号 フジタインゼックスビル8F
東京都知事登録旅行業 第2-7872号
一般社団法人全国旅行業協会 正会員
国内旅行業務取扱管理者 廣安 広輝
国内旅行業務取扱管理者 三本 雅
（お客様のご依頼がある場合は、上記のものが説明を行います。）